

令和4年8月

国見町農業委員会定例総会会議録

令和4年8月17日 開会

令和4年8月17日 閉会

国見町農業委員会

令和4年8月
国見町農業委員会定例総会会議録

1. 出席委員

1番	渋谷福重君	2番	赤坂正弘君
3番	佐藤武君	5番	佐久間久子君
6番	斎藤紀次君	7番	八島富一君
8番	佐藤浩信君	10番	井砂秀明君

1. 欠席委員

なし

1. 出席農地利用最適化推進委員

森山地区担当	佐藤正春君
徳江・塚野目地区担当	八巻信詞君
貝田・光明寺地区担当	吉田和男君
西大枝・川内地区担当	松浦富夫君

1. 出席事務局員

農業委員会事務局長	実沢隆之君
農業委員会事務局係長	野村康宏君

1. その他出席者

産業振興課長	佐藤智昭君
--------	-------

1. 議事日程

議事日程

令和4年8月17日（水曜日）

午後1時30分開会

1 会長挨拶

2 議事録署名人指名

3 欠席者

4 会務報告

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地改良行為届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 空き家に付随した農地の指定申請について

6 その他

(1) 令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

(2) 令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について

(3) 次回以降の総会日程について

(4) その他

午後1時30分開会

○事務局 それでは、皆さん、どうもこんにちは。

今日もお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただいまより、令和4年8月の国見町農業委員会定例総会を開会いたします。

1 会長挨拶

○事務局 渋谷会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） 【会長から開会に先立ちあいさつ】

○事務局 ありがとうございました。

では、今後の議事進行につきましては渋谷会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

2 議事録署名人指名

○会長（渋谷福重君） それでは、議事録署名人をこちらで指名してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 3番、佐藤武委員、10番、井砂秀明委員にお願いいたします。

3 欠席者

○会長（渋谷福重君） 続きまして、欠席者の報告ですが、今総会において欠席者はおりません。

4 会務報告

○会長（渋谷福重君） 続きまして、会務報告に移ります。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局 【会務報告について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございました。

5 議事

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知（2件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

8番。

○8番（佐藤浩信君） これうちの名前が1回出てきたんですけども、作付が終わってから解約ということで、実質は息子さんのほうに移譲するということになるんですけども、これももしも移譲して戻ってこないし仮に契約が拒否された場合にどうなるんだよね。この後ろでこ

れなっているんだけど、ちょっと、ほら、いろいろあるじゃないですか。事務局承認して
いるとおり、どうでしょうねという、そういう場合に関しては。私たちが使っている言葉と
ちょっと違う解釈をされる方なので、そういう場合はどういふもんなんだべねという。

○事務局 こちら事務局のほうからも、〇〇さんのほうにこの総会が終わりましたらちょっと。

○8番（佐藤浩信君） まあ次のやつでやるんだとは思うんだけど、ただ、解釈の仕方、
考え方がちょっと違う方なので。

○事務局 〇〇さんのほうにちょっと私のほうからも。

○8番（佐藤浩信君） うん。何か。

○事務局 それはちょっとお話しておきます。

○8番（佐藤浩信君） 最近何か多分にぎやかなようなので。はい。

○事務局 分かりました。

○8番（佐藤浩信君） すみません。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第1号は報告のとおりといた
します。

報告第2号 農地改良行為届出について

○会長（渋谷福重君） 次に、報告第2号 農地改良行為届出についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

○事務局 【報告第2号 農地改良行為届出（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

ございませんか。

6番。

○6番（斎藤紀次君） これは面積制限というのがあるんですけど。要するにこれ以下だっ
たら届出が要らないとかそういったのはない。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 高さがですね、盛土の高さが一応基本1メートル以下。

○6番（斎藤紀次君） 盛土が1メートル以下。

○事務局 もちろん、ええ、高さも1メートル以下ということになっています。

○6番（斎藤紀次君） 以下は、届け出るのは要らない。

○事務局 届出が必要な1メートル以下までだったら、この農地改良届を出してもらえれば施工は大丈夫ですよという扱いになります。

○6番（斎藤紀次君） ああ。まあ届出はいいんだ。だから届出をしなくても、その改良行為という。

○事務局 いや……

○6番（斎藤紀次君） ない。ないね。

○事務局 ないです。ええ。だけれども、農地を改良する場合については。

○6番（斎藤紀次君） 面積にかかわらず。

○事務局 かかわらず。はい。出していただくことになっています。

○6番（斎藤紀次君） いや、結構見逃されて何とかなっている、そういう意味では実際出していない人が多いんじゃないのかなという気がしたんですけども、そんなことはないですか。全部それは、だからそういうのを、現場を見つけたら、やはりちゃんと届出を出してくださいという、指導しなくちゃならない案件なのかどうか、その確認です。

○事務局 町のほうでも年にちょっと一、二回ですけれども、ホームページなりにどこかお知らせ版のほうで周知をしたらいいんですけれども、それで周知はしていますので、後は私どもも現場を見て、そういうところがあったら気をつけて見ていただきまして、あと、農地利用最適化推進委員の方からも随時ちょっといろんな案件ございまして、いろいろと報告をもらって、そこを確認して対応している状況でございますので、直そうとする周知を含めてもう少し徹底していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 質疑がないようでございますので、報告第2号は報告のとおりといたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請（6件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、受付番号30番、33番の案件について、現地調査の結果を徳江・塚野目地区担当、八巻信詞推進委員より説明をお願いいたします。

○徳江・塚野目地区担当推進委員（八巻信詞君） 現地確認は確か8月3日だったと記憶しております。8月3日に事務局と現地の確認をしてまいりました。経営移譲にもなったところですので、特に問題ないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号31番、32番、34番の案件について、現地調査の結果を森山地区担当、佐藤正春推進委員より説明をお願いいたします。

○森山地区担当推進委員（佐藤正春君） 受付番号31、32、34番について、ただいま事務局説明のとおり現地確認をいたしまして、何ら問題ありませんでしたのでご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

続きまして、受付番号35番の案件について、現地調査の結果を西大枝・川内地区担当、松浦富夫推進委員より説明をお願いいたします。

○西大枝・川内地区担当推進委員（松浦富夫君） 8月4日、午後から事務局と確認しまして何ら問題ないと思いますので、ご審議のほうよろしくお願ひします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

8番。

○8番（佐藤浩信君） 確認してほしいんだけど、東北久保の20と26、もう耕作してあるはずだけれども、これ載っていないのでひょっとしたら抜けている可能性があるか、口頭だけでやっていた可能性もあるので、去年からだから作り始めたのかな。

○事務局 はい。

○2番（佐藤浩信君） だからもう一回確認してほしい。あと、もう一ついい。

○事務局 はい。

○2番（佐藤浩信君） これ委員会通ってからやればこんなにめんどくさくないんだよね。先

にそっちのほうを進めてほしかったね。

以上。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。

5番。

○5番（佐久間久子君） 32番の佐藤幸弘君の弘が抜けています。

○事務局 すみません。

○5番（佐久間久子君） きちんとお願ひします。

○事務局 失礼しました。

○会長（渋谷福重君） ほかに質疑ございませんか。

6番、斎藤委員。

○6番（斎藤紀次君） こうやって出たら何の問題もないと思うんですけども、実際二十歳の学生が10町歩の土地を経営するという計画なんです。

○事務局 はい。

○6番（斎藤紀次君） それをだからもうちょっとこれ若い人の営農計画というか、実質的に誰がやるとどうするとかね。そういったことをやっぱりもう少し知りたいというか、要するに今後、国見町の農業のため非常に大きな影響というかあり得ることだと思われるので、実際この人について誰か特に指導しているとか、営農について誰が中心になってそういう指導なり、普及指導員だとか農協なのか役場なのか。いわゆる全然誰も関わってなくて、この人たちだけでやっていますという話なのか。もうちょっと大きなこととして捉えて、どんな形態、どんなことをやっていきたいのかというね、そういったことを教えていただきたい。

○会長（渋谷福重君） 事務局。

○事務局 今までお亡くなりになったおじいさんだったんですけども、〇〇〇〇さんと一緒にずっと農作業に従事してきました、〇〇〇〇さんのほうもお孫さんのほうに全部移譲といひますか、というところで考えているというところで話を伺ひまして、全部相続、所有権移転の手続もこのお孫さんのほうに手続したということ聞いております。

今後、今、斎藤委員からもお話あったんですけども、これからいろいろ農業をやっていくということで、新規就農なり、また、就農に対する計画等ございますので、そういうものも今後産業振興課さんのほうと連携しながら、そこは今後、当然やはり農協さんとかの生産へのご指導とかいろいろありますので、そこを十分加味したうえで、そこをバックアップといひますか、サポートしていく体制で構築していきたいなと考えてございますので、それによろしくお

願いたいなと思います。

○6番（斎藤紀次君） だから、それを認定の話も出ていますけれども、これは、この方はこの形で認定農業者になれるの。

○産業振興課長 ○○様の認定農業者については、まだちょっとご本人と直接お話をしているわけではないんですが、本人は当然まだ20代前半で若いということもありますし、これから本当に、まあ大学生ということにはなるんですけれども、卒業したら本当に本格的に就農ということもありますので、当然近いうちに認定農業者というような形での誘導というんですか、そういうものは産業振興課のほうでも進めていきたいなと思っています。

○6番（斎藤紀次君） それは実績を積まない駄目だということなんでしょう。

○産業振興課長 認定農業者になるためには年齢とかが若ければいいとか、年を重ねているから駄目とかというのではなく、本人が5年後に所得の目標と年間の労働時間が、町の基準を超えるような計画を立てるということが条件になってきますので、何よりも本人の言い方はあれですが、やる気というんですかね、が一番ですので、本人が認定農業者になりたいという意欲があるのであれば、それは当然町としても誘導はしていきたいと思っています。

以上です。

○6番（斎藤紀次君） 本人がその気になってこういう申請書を作ってきて、やってきているつつうんだから大変結構なことなんだけれども、実際そうなのかなとちょっと疑問に感じられる部分もあるわけでね。だって実際本当誰がやるんだというね。だから、ただ産業課は、でもそれでまだ把握はされていないということ。

○産業振興課長 すみません、ちょっとまあここまで言っているのかどうかなんですけれども、ご本人は大学生であるんですが、いわゆる農業の学部のほうに進んでいるということで、もともと農業を継ぐということを前提に、今、大学生ということになっていますので、意欲は十二分にあるものと思っていますので、町としてもできる限り支援あるいは技術的なバックアップについては、当然県とか農協という形になってくるかと思いますが、その辺のバックアップはしていきたいというふうに考えています。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） それでは、受付番号1番の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 8月6日、午後から事務局と現地を見てまいりました。何ら問題ないと確認してきましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

7番。

○7番（八島富一君） 質疑というほどのことではないんですけども、146ページは薄過ぎる、147ページは何書かっているんだか分かんねえようなこと、これ多分コピー何だか、もう少しこころは善処してもらわねえと困るな。よろしく願いいたします。

○事務局 これちょっと業者のほう、業者というか申請者のほうから行政書士さんを通じて上がってきたものをちょっとここに付けたものですから、すみません、確かに言われると非常に見づらいので、今後事務局のほうでそのまま使わなくて、事務局のほうで新たに作り直して分かりやすい図面にしたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。すみませんでした。

○7番（八島富一君） 何か作為的にこれ、147ページだけ何書かっているのか分からない。作為的にやっているのかなと思うから、どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 分かりました。

○会長（渋谷福重君） ほかにございませんか。

2番。

○2番（赤坂正弘君） 売買が5月22日ということは、これやるということが分かっていて、これ土地を求めたんでしょう。

○事務局 売買と言いますと。

○2番（赤坂正弘君） え。盛雄さんがあの。あ、3年か。去年のですね。

○会長（渋谷福重君） すでに売買は終わってますね。

○2番（赤坂正弘君） そういうことね。はい。

こういうのってどのくらい転用届を出していいですかというの、どうなんですか。

○事務局 許可下りる。

○2番（赤坂正弘君） はい。

○事務局 大体ちょっと事前に……

○2番（赤坂正弘君） この方は地震があったから多分許可出したんでしょうけれども、そうじゃなかった場合はどうなるんですか。農地を求めて、例えばほら何かしたいなと思って整備をお願いしますとやってやればどのくらいのほう、期間とかってないでしょうけれども。

○事務局 県のほうに進達しているんですけれども、大体1か月半ぐらい。

○2番（赤坂正弘君） いや、そういうことじゃなくて、例えばほら、家建てたいななんて思ったとき、農地を求めてから転用をかけてうちを建てる。その前に許可になる、ならないということが多分出てくると思うんですけれども。

○事務局 ええ。それはもう……

○2番（赤坂正弘君） 条件によって違うということかな。

○事務局 条件によって、その都度その場でもう回答できますので、それはすぐに。時間はかからないです。

○2番（赤坂正弘君） そうですか。はい。

○会長（渋谷福重君） 俺もちょっと勉強のために聞きたいんですけども、これは土留めをするということで、それを農地転用しますよということを言っているわけよね。

○事務局 はい。

○会長（渋谷福重君） ということは、この面積全てが農地転用になっちゃうわけだよね。違いの。そういう風に見ていいの。

○2番（赤坂正弘君） これは900だけ。900何ぼでしたっけ。

○事務局 900で大体1反歩。

○会長（渋谷福重君） その全部じゃなくて、そういった必要な分をやるということなのか。

○事務局 149ページにある図面があると思うんですけども、四角で囲っている部分、あくまで県の方に事前に協議しておりまして、やるにあたっては必要最低限の、大々的に農地全部をかけるのではなくて、必要最低限で行いなさいよということで指導が来てまして。

○会長（渋谷福重君） 分かりました。勉強になりました。それ全部外れるのかと思ったんですけども、もう最低限のやつね。必要なやつ、やむを得ないことだね。分かりました。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） ないようですので、質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号については原案のとおり承認することに決定いたします。

議案第3号 空き家に付随した農地の指定申請について

○会長（渋谷福重君） 次に、議案第3号 空き家に付随した農地の指定申請についてを議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

○事務局 【議案第3号 空き家に付随した農地の指定申請（1件）について説明】

○会長（渋谷福重君） 事務局の説明が終わりました。

では、議案第3号の案件について、現地調査の結果を貝田・光明寺地区担当、吉田和男推進委員より説明をお願いいたします。

○貝田・光明寺地区担当推進委員（吉田和男君） 今日の午前中に事務局と現地を見てまいりました。何ら問題ないと確認しましたので、よろしくご審議のほどお願いします。

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○会長（渋谷福重君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号については原案のとおり承認することに決定いたします。

6 その他

（1）令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について

○会長（渋谷福重君） それでは、今度は（1）番の令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【（1）令和4年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について説明】

○会長（渋谷福重君） では、次にいきます。

（2）令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について

○会長（渋谷福重君） （2）番、令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 【（2）令和4年度農地パトロール（利用状況調査）について説明】

○会長（渋谷福重君） ありがとうございます。

大変ですけれども、農地パトロールの出席よろしくをお願いいたします。

（3）次回以降の総会日程について

○会長（渋谷福重君） 続いて、（3）の次回以降の総会日程についてを事務局、説明お願いいたします。

○事務局 【（3）次回以降の総会日程について説明】

○会長（渋谷福重君） 17、18、19のどれかですね。

[「17でお願いします」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） 17日という案が出ましたけれども、よろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○会長（渋谷福重君） じゃ、10月の総会は17日と決定いたします。

時間はいつもどおりでいいですか。1時半ということね。はい。それで決定いたします。

(4) その他

○会長（渋谷福重君）　じゃ、その他にいきます。

その他、産業振興課長から何かありましたらお願いいたします。

○産業振興課長　産業振興課の佐藤です。

私のほうから情報提供ということで、皆様のお手元のほうに産業振興課からの情報提供（令和4年8月17日）という資料のほう、お手元にあるかと思しますので、そちらのほうで5点ほど情報提供していきたいと思しますので、よろしく申し上げます。

まず1点目につきましては、国見農業振興地域整備計画の見直しということになります。概要については記載のとおりということになります。今年度いわゆる農振の見直しということで、今後優良農地として守っていく農地をどこにするのか、どうやって守っていくのか、そういったもろもろの内容を計画としてまとめたものを現在策定中でございます。今年度、これまで見直しに向けた検討委員会を3回ほど開催させていただき、その中で委員の皆さんからいただいた意見も踏まえた形で、現在計画案のほうを取りまとめたところです。なお、委員には渋谷福重会長のほうにも入っていただき、様々なご意見を頂戴したところです。

それで、その計画につきまして、このたび来週8月22日の月曜日から9月12日の月曜日まで約3週間、パブコメということで町民の皆様からご意見を頂戴できればということで考えてございます。計画案につきましては、22日以降に町のホームページのほうに掲載をしたいと思っておりますし、産業振興課の窓口のほうにも閲覧というんですかね、見ることでございますので、農業委員の皆さんにもぜひ内容のほうを一度ご確認いただければありがたいなと思っております。なお、整備計画案見直しの概要につきましては、本当に簡単で申し訳ないですが、2ページのところにまとめたものを掲載してございますので、後ほどご確認をいただければと思います。

続きまして2点目としまして、ひょう害の支援策ということになります。今年6月上旬のひょう被害、国見でも光明寺、西大枝、大木戸方面のほうでございました。それに対しての支援策ということで、こちらの方は県の支援策ということになりますが、10アール当たり1万9,000円の支援が県で補助の制度をつくったということでの情報提供となっております。

なお、こちらの1万9,000円については、当然ながらひょう被害があつて、かつその被害の割合が30%以上あつた園地で、昨年凍霜害の被害があつたときにも3万6,000円の補助というのがあつたんですが、そのときも行っていただいたんですが、せん徐作業、いわゆる剪定というんですかね、そういった最低限の管理作業を行っていただく。そして30%以上の被害があつ

たという、これは自己申告になるんですが、そういった該当する方に対して1反歩当たり1万9,000円の支援策が出るということで、町でも9月議会で補正予算を計上して取り組んでまいりたいと思っております。。

3点目、4点目、5点目については肥料高騰に伴う支援策の国、県、町それぞれの支援内容になってございます。

3番目の、まず国の肥料高騰の支援策については、今年の秋、来年の春に使用する肥料代について、国のほうで7割ほど支援をしたいという中身になってございます。ちょっと分かりづらいたんですが、あくまで例でいいますと、今年の秋と来年の春に使用する肥料代が仮に100万円だったとします。その100万円というのが去年よりも1.7倍値上げになって100万円かかったという方であれば、その100万円のうち約24万円ほどが国のほうから補助金という形で支援されるというような中身になります。これ、皆さんそれぞれ一人一人計算しないと出ないものですから、あくまで今のは試算で、国が出している試算例ということになりますので、参考までにご承知おきいただければと思います。

なお、こちらの申請については国のほうで以前にも行ったようなんですが、大分事務手続きが煩雑でちょっと不評だったということもあって、今回、大分簡素化して進めたいということの内容が今示されておりまして、国のイメージとしては個人個人で申請するのではなく、例えば農協さんですとか肥料屋さんですとか、5個以上のグループを組んで申請していただくというようなことを検討している。ですからイメージとしては国見町内であれば農協さん、ふくしま未来さんですとか、伊達果さんですとか、そういったところがあくまで窓口になって、皆さんからのいわゆる肥料代にかかった請求書なり納品書なり、そういった資料を頂いた上でまとめて申請するというような中身になってございます。なお、詳細については資料3ページ以降の内容を後ほどご覧いただければと思います。

4点目については、同じく肥料高騰支援策の県ということになります。県では肥料高騰の支援策については畑ではなくて田んぼ、水田についてのみ限定をしているというような形になりますが、1反歩当たり500円という形での支援策を県で6月補正予算で取って、今、手続きを進めているということになります。詳細については添付資料の7ページ以降でご確認いただければと思います。

最後に、肥料高騰支援策の町の部分についてですが、認定農業者一律5万円、その他の農業者一律1万円ということで7月の頭に通知のほうを差し上げて、7月25日と8月12日に2回振込のほうを行いまして、今のところ申請率が86%となってございます。残り14%の方からはま

だ申請がないということで、あくまで申し訳ないんですが、申請があって初めて支給というか交付できるというものになっております。8月、今、桃の時期で皆さんお忙しいかと思imasuので、町でも9月になったら申請がまだない14%の方に改めて通知のほうを差し上げたい。いわゆる申請ぜひしてねという、お誘いの通知を差し上げたいというふうに考えてございます。

以上、産業振興課から5点の情報提供となりますのでよろしく申し上げます。

○会長（渋谷福重君） 何か、せっかくですから産業振興課長より今の点について5点ほど説明いただいたんですけども、何かこう質疑ありましたら聞いてみてください。

○8番（佐藤浩信君） 例えばうちなんかだと5人以上って言われたら困るし、まとめちゃって何人分の人のをもう作っちゃっているわけ。そういう人たちの名前を全部拾い上げて申請して構わないの。

○産業振興課長 すみません、私も今日添付している資料までしか情報がまだ流れてきていないんですが、イメージとしては多分3ページですね。3ページの下段のほうに申請に必要な物ということで、①、②ということを書いてあって、①のほうに注文票あるいは領収書、請求書が必要ということになりますので、イメージとしては例えば四、五人分を浩信さんがまとめて買っているというようなイメージであれば、もし、浩信さんがまとめて申請をするというような形になるのかなと。

○8番（佐藤浩信君） 今のやり方って、うちもそうなんだけれども、全部まとめて買っちゃって田植終わって、1回目の除草剤処理をもうし終わってから、はい、いいよって渡してして水管理だけしているという。そういうやり方なの、今。苗も何も全然やらないで耕うんから何から全部うちでやって、田植も終わって肥料を入れて、1回目の除草剤散布もちゃんと水入れて、効くようにちゃんとやってから、終わりましたよと言って、また水管理して実際はそういう時代なの。自分で田植とかこういうのはやらないから、だからそういう場合はどうするのかなと思ったの。

○産業振興課長 基本的には証拠となる購入に関する書類を添付ということになりますので、その名前の方にまずはちょっとこう支払いという形にならざるを得ないのかな。あとはそこから精算という形にするしかないのか。

○8番（佐藤浩信君） まとめてうちで払っちゃったら、面積で請求が行っちゃっているから。

○産業振興課長 そうですね。ですからイメージとしては浩信さんが個人で申請というよりは、その書類を一式、例えば農協さんに出して、農協さんが例えば何人分、何百人、何千人分をまとめて国のほうに請求するというような流れになるのかなと思います。

○8番（佐藤浩信君） はい。ありがとうございました。

○会長（渋谷福重君） あとは事務局で説明して。よろしくをお願いします。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） それでは、次、事務局のほう何かありましたら。

〔「大丈夫です」と呼ぶ者あり〕

○会長（渋谷福重君） いいですか。最後に出席者の農業委員の方、農地利用最適化推進委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

ございませんか。

〔発言する者なし〕

○会長（渋谷福重君） 何もないようですので、この本総会を閉じます。

どうもありがとうございました。

午後2時56分閉会

